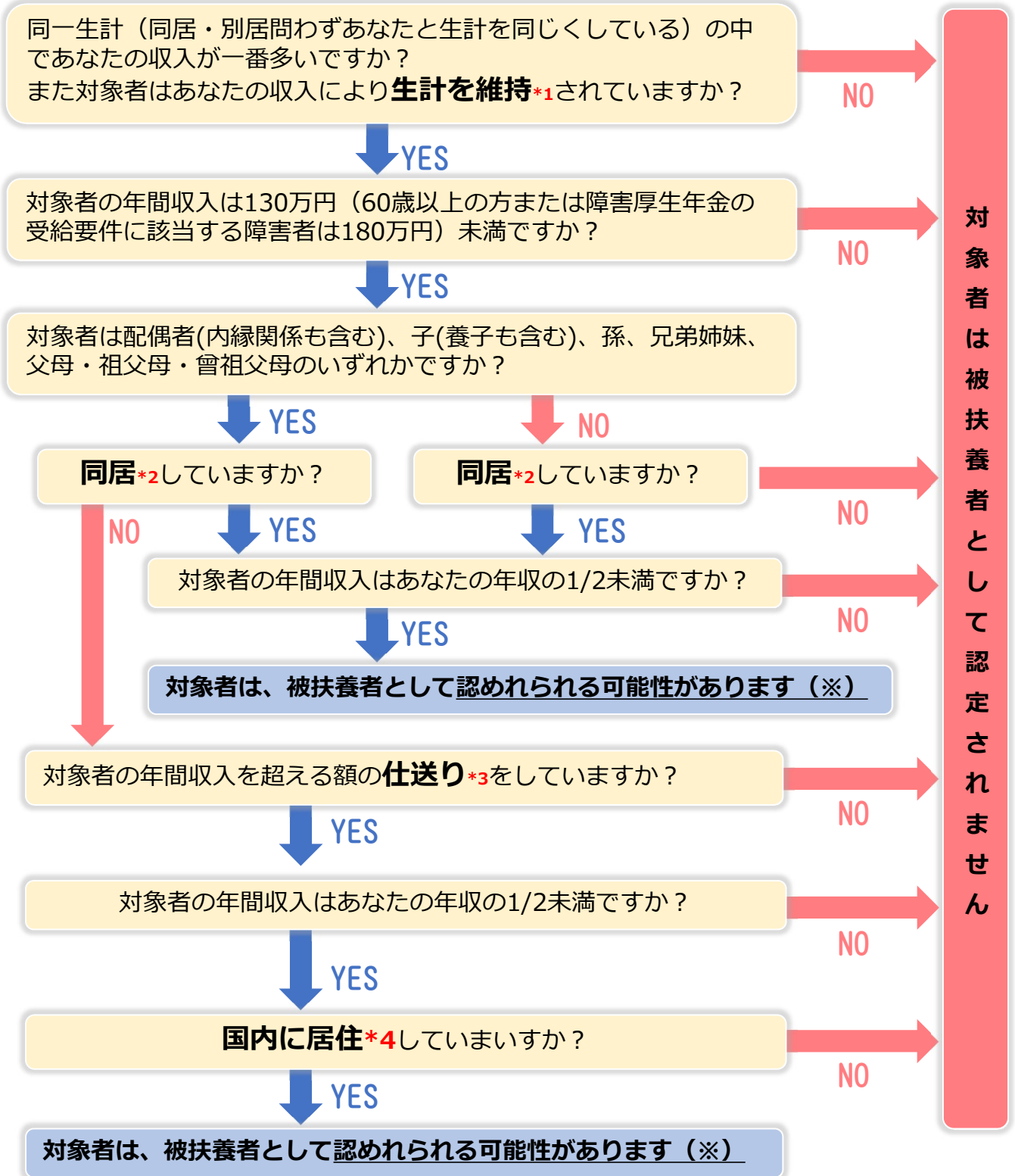


被扶養者認定確認チャート

ご家族が被扶養者として申請可能であるかご確認下さい。

※ここでは被扶養者として申請予定の家族を「対象者」、被保険者（本人）のことを「あなた」と記載しています。



(※)被扶養者(異動)届と必要な添付書類をそろえて会社の人事部門へご提出ください。
提出書類は「被扶養者認定提出書類一覧表」でご確認下さい。
調書や添付書類により健康保険組合が審査のうえ認定の決定を行います。

- *1 生計を維持** 主としてあなたの収入によって対象者の日常生活が成り立っていることを意味し、生計費の半分以上をあなたが継続的に担っている状態のことをいいます。
- *2 同居** 同じ家に住んでいることをいい、二世帯住宅や同一敷地内別居の場合は該当しません。世帯分離も別居扱いとなります。
- *3 仕送り** 仕送りの手渡しは認められません。預貯金通帳の振込記録や郵便書留の控えなどにより、仕送りの事実および金額を確認します。
- *4 国内に居住** 被扶養者になれる人は、原則として「国内に居住」が条件になりました。海外に住んでいる家族で被扶養者となれる方は下記に該当する方です。
- ❶ 外国に留学をする学生
 - ❷ 外国に赴任する被保険者の同行者
 - ❸ 観光、保養、ボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人
 - ❹ 被保険者が海外に赴任している間に婚姻や出産などで身分関係が生じ、❷と同等と認められる人
 - ❺ 上記以外で渡航目的、その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められた人